

令和 8 年度有望品種の選定に関する公募の実施について

1 目的

県産農産物の競争力強化に資する品種（以下「有望品種」という。）の選定のために実施する公募に関して必要な事項を定める。

2 公募内容

有望品種の候補となる稲品種

（参考）有望品種の指定要件

- ア 安定的な販路が確保され、標準的な品種と概ね同等以上の所得が得られるもの
- イ 過去 3 年間に県内での作付け実績があるもの
- ウ 県内で 100ha 以上作付けされており、5 年以内に 20%以上の作付面積の拡大が見込まれるもの

3 応募者の要件（いずれか満たす者）

- （1）当該品種を生産または販売する農業者の組織する団体
- （2）当該品種の育成者
- （3）当該品種の生産者が所在する市町及び地域農業再生協議会

4 公募の手続きについて

（1）期間

令和 8 (2026) 年 8 月 3 日(月)～令和 8 (2026) 年 8 月 31 日(月)17:00 ※必着

（2）提出書類

- ア 有望品種応募用紙（様式）
- イ 応募者の要件を確認できる資料（定款、組織の規約・規程、構成員名簿等）
- ウ 添付書類一式

（3）提出先

栃木県農政部生産振興課 農産担当
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 12 階
電話番号：028-623-2326
Email：seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

（4）提出方法

電子メールにより、栃木県農政部生産振興課農産担当宛て提出してください。
なお、提出に当たっては、メールの件名を「有望品種の応募書類（応募者名）」としてください。

5 選定方法

有望品種の選定に関する要領第5条に基づき有望品種意見聴取会を開催し、応募のあった品種について関係者の意見を聴取した上で選定します。

6 その他

- (1) 提出いただきました書類（データ）については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 必要に応じ、応募者に対しヒアリングを実施いたします。
- (3) 有望品種に指定された場合、応募に際し提供された資料及び情報を、県が行う栽培技術指導等に活用いたします。